

令和7年度「中小企業等収益力向上事業費補助金」 質疑応答 (R7.3.31現在)

No	区分	質問内容	回答
1	補助対象者	同一事業者からの応募は1件までとあるが、同一の代表者が複数法人を持っている場合、各法人より申請は可能か。	法人格が別であれば、申請は可能です。
2	補助対象者	事業所が県内にあり、代表者の住所が県外にある個人事業主は申請が可能か。	個人事業主の場合、住民票に記載されている住所が静岡県内であることが申請条件となりますので、申請はできません。
3	補助対象者	主たる事務所(又は主たる事業所)が県外にあり、支店や事業所、工場等が県内にある場合は申請が可能か。	県内に主たる事務所(又は主たる事業所)を有することが申請条件となりますので、申請はできません(公募要領P3参照)。
4	補助対象者	令和6年度の収益力向上補助金の採択者(事業実施中)でも、申請が可能か。	補助金の応募は1事業者1件のみ可能としているため、令和6年度の採択者は、原則として令和7年度の補助金申請はできません。ただし、補助事業期間が1年の事業者で、令和7年度がフォローアップ期間になる事業者に関しては、令和7年度限りの措置としてDX推進枠に応募できます。しかし、この場合でも、フォローアップ期間の事業は継続していただくことになり、期間終了後、事業実績報告書及び伴走支援総括報告書の提出が必要となります。補助事業期間が2年間の事業者は、2年目事業の辞退届を出した上であれば、DX推進枠に応募可能となります。この場合も、上記と同じく、フォローアップ期間終了時まで事業は継続していただくことになり、期間終了後、事業実績報告書及び伴走支援総括報告書の提出が必要となります。
5	補助対象事業	補助対象事業には農林水産業は含まれるか。	新たに取り組む事業が1次産業である場合(野菜等を工場等で生産する場合を含む)や、1次産業を営む事業者が原始取得した生産物を売買する場合は、経営革新計画に基づく事業であれば対象となりますが、そうでない場合は、基本的には対象となりません。ただし、経営革新計画に基づく事業でなくとも、単純な新事業分野への進出だけでなく、経営革新計画の承認を得られるような自社独自の取組を行う場合には、対象となる可能性はあります。
6	補助対象事業	経営革新計画承認事業者が申請する場合、すでに承認を受けて事業実施を進めている場合であっても、「既存事業とは異なる新たな事業」として申請ができるのか。	原則として申請することができます。ただし、承認を受けた経営革新計画の終期によって申請できない場合があります。詳しくは公募要領P7を参照してください。
7	補助対象事業	経営革新計画承認事業者が申請する場合、同計画に基づき経営革新促進事業費補助金を受けている場合であっても、申請ができるのか。	計画の終期が公募要領P7に定める期間後であることを前提として、過去に経営革新促進事業費補助金を受けている場合も補助対象となる可能性はありますが、詳しくはお問い合わせ下さい。
8	補助対象事業	既に経営革新補助金を受けて試作品開発を行っており、その試作品の不具合を改良するとともに経営革新計画に沿った商品の販路開拓を行うといった事業内容で本補助金を申請した場合、不採択になったり不利になるのか。	経営革新補助金を受けていたことをもって、不採択や不利になるようなことはありません。
9	補助対象事業	補助対象事業における、「自社にとって新たな取り組みであること」とは、基準日はいつ時点になるか。	原則として、基準日は補助申請時点となります。経営革新計画に基づく場合は、計画の終期が公募要領P7に定める期間後であることが条件であり、既に着手している事業も申請可能です。
10	補助対象事業	個人事業主の医師が診療報酬(保険診療)に使用する設備導入での申請は可能か。	同一経費が他の補助制度の対象となっていないなど、本補助金の申請条件を満たすのであれば、本補助金としては排除しません。他の制度との兼ね合いで本補助金の申請が可能かどうか確認して下さい。
11	補助対象事業	他の補助金との併用に関して、異なる経費であっても併用を認めない補助制度等もあるとされているが、本補助金に関しては同一の事業でも経費が異なっていれば対象となるという認識でよいのか。	同一経費については他の補助制度等との併用は認めませんが、それ以外であれば、当補助金において併用は認められます。その場合であっても、併用する他の補助制度で認められるかどうかは十分に確認し、事業に支障がでないよう計画してください。
12	補助対象事業	なぜ数値目標の設定を条件とするのか。	数値目標を設定することで、事業の目標が具体的かつ明確になること、事業計画策定時には目標達成に向けた具体的な手段が検討できること、補助事業を実施した場合の成果の評価がわかりやすくなることなどの効果が見込まれるからです。

No	区分	質 問 内 容	回 答
13	補助対象事業	事業実施期間中の付加価値の増加が見込めない場合対象外になる とのことだが、申請書作成時点でのことなのか、補助事業実施中 のことなのか、いつの時点のどの状況を想定してのことなのか。	申請書作成時点で、事業実施期間中の付加価値の増加が見込めない ことが明らかな場合は、申請はできません。また、申請後の採択審 査で付加価値の増加が見込めないと判断された場合も、事業採択さ れないことになります。
14	補助対象事業	付加価値基準の期間については、①補助事業1年の場合で2年 (フォローアップ期間含む)、②補助事業2年の場合で3年末で 3%要件を達成する計画とすべきであるか。	フォローアップ期間が終了する時点で3%要件(年率)を達成する 計画としてください。
15	補助対象事業	付加価値増加額の基準年はいつか。また、計算方法は。	付加価値増加額は、直近期末の決算額を基準として、事業計画期間 終了時(フォローアップ期間終了時)において年率平均3%以上の 増加を見込むものである必要があります。なお、既に決算期が到来 しているが申告が未了の場合は、事業計画書(様式第2号)の「4目 標とする経営指標の状況」において、申告済の決算期を直近期末と し、決算期到来済、申告未了の決算期の翌期を「1年目」としてく ださい。増加額の計算は、例えば、事業計画が2年間(補助事業期 間1年)で、直近期末が令和6年3月期(令和7年3月期申告未了) の場合で、営業利益、人件費、減価償却費、リース料、賃借料の合 計額が5,000万円、令和8年3月期の合計額が5,100万円、令和9 年3月期の合計額で5,300万円を見込む場合、付加価値額の伸び率 は1年目が2%、2年目が4%で、年率平均で3%となります。
16	補助対象事業	経営革新計画において付加価値達成を5年目としている(例えば 初年度、次年度は赤字)場合、当該事業の対象とならないのか。	フォローアップ期間が終了する時点で3%要件(年率)を達成する 計画となっていない場合は、本補助金の対象とはなりません。
17	補助対象事業	付加価値基準については、新規事業と既存事業の合算で要件を満 たせば良いのか。	ご質問のとおり、新規事業と既存事業の合算(「様式第2号」の 「4目標とする経営指標の状況」の事業者全体計画)で目標を達成 する計画としてください。ただし、新規事業と既存事業ごとに付加 価値額の目標数値を提出していただきますので、記載した内容が審 査対象になることにご留意ください。
18	補助対象事業	事業計画書の様式では補助事業関係でも付加価値額の伸び率を記 載するようになっているが、新規の事業のため直近期末の数値は ゼロとなるため、伸び率は入れられないのではないか。	新規事業であって、直近期末の付加価値額が0の場合には、補助事 業関係分計画の伸び率の記載は不要です。
19	補助対象事業	当初計画の付加価値額の目標達成ができなかった場合補助金交付 は取り消しとなるのか。	数値目標の達成状況については、フォローアップ期間終了後に提出 する「事業実績報告書」及び「伴走支援総括報告書」にて報告して いただきます。 事業開始後の事情変化等によって数値目標を達成できなくても、た だちに交付された補助金の返納が求められることはありませんが、 補助事業の実施の成果として、公表することも想定しています。
20	補助対象事業	今年度の予算で補助額が採択されるのは単年度分(上限500万 円)だけか。それとも2年分(上限1,000万円)か。	令和7年度予算は、令和7年度の採択事業への予算額となります。 2年間計画であれば、令和7年度実施分が今年度予算になり、令和8 年度実施分は令和8年度予算での対応となります。
21	補助対象事業	補助事業期間が2年に及ぶ場合、1年目と2年目の補助金の交付決 定額はどのように決定されるのか。	事業計画において、1年目と2年目の事業内容、補助対象経費、補 助額をそれぞれ計画していただきます。その事業計画に対する審査 により、1年目と2年目の補助金額(上限は年度ごとに通常枠は500 万円、D×推進枠は700万円)を決定します(2年目の補助金額は、 来年度に入ってから交付決定)。
22	補助対象事業	2年計画(補助事業2年の場合)を行った場合、2年目の計画は当 初と変更になるケースがある。変更はどの程度のレベル感まで認 められるのか。	2年目の計画は、1年目の計画の課題等を洗い出すとともに、進捗 状況を踏まえ、当初の目的を達成できるように修正することは想定 しています。ただし、当初の計画から大きく逸脱するなど事業の継 続性が認められない場合は、補助金が交付されないことがありま す。
23	補助対象事業	2年計画(補助事業2年の場合)で採択された場合、精算は2回あ ると思うが、1回目の事業が遅れてしまった場合、2年目に1年目 の事業費の補助金交付を受けられるか。	補助金は単年度であることが原則であるため、1年目の事業が完了 できなかった場合、2年目に1年目の事業に係る補助金は支払われ ません。

No	区分	質 問 内 容	回 答
24	補助対象事業	応募年度と応募年度の翌年度の2か年度に渡って補助事業を実施することが可能とは、例えば2か年に渡る新商品の開発計画（または、1年目に新商品を開発し、2年目に販路開拓のための広報活動計画）などを想定したものか。また、その場合半年度で支払いまで行った実績報告の提出を求め、問題がなければ事業2年目の交付申請を行うスキームであるとの理解でよいのか。	質問のとおりです。2年にわたって商品開発を行う場合など、補助事業計画期間中に必ずしも売上が発生する必要はありませんが、その場合であっても、事業計画期間終了時（フォローアップ期間終了時）において直近期末に対し年率平均3%以上の増加を見込むものである必要があります。 また、2年目の交付申請・決定は4月以降に行います。1年目の補助事業完了から2年目の補助事業着手まで、期間が空いてしまうため、それを見越した事業計画を検討してください。
25	補助対象事業	申請を考えている事業自体は、既に本年4月から開始しているが、補助対象となるのか。	事業の中でも補助対象事業に関わらない部分を開始していても申請可能ですが、補助対象経費として認められるのは、採択後、補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた日以降に、契約、発注、支払等を行った経費のみとなります。
26	伴走支援	経営力向上事業費補助金のように、伴走支援機関先を選定するに当たり、商工会議所や商工会においては地区により申請先が決まることになるのか。	地区による限定はありませんが、伴走支援機関から継続的な支援を受けるため、できる限り近隣の伴走支援機関を選択してください。
27	伴走支援	応募に当たり、伴走支援機関はどこまで支援してくれるのか。（応募書類の作成等を支援してくれるのか。）	事業計画書等の応募書類を作成するのは事業者ですが、事業成果の向上が図られ、実施可能な事業計画書等となるよう、伴走支援機関から、自社の経営等について適切に把握・分析できているか、といった点について、助言、指導を受けてください。また、伴走支援機関は、事業者の求めに応じ、課題設定や経営分析を協力するとともに、事業者が応募要件を満たしているか、応募書類に不足がないかといった点について確認するようにしてください。
28	伴走支援	伴走支援機関に相談したところ支援を断られたが、補助金の申請は可能か。	本補助金は伴走型支援を必須としているため、伴走型支援が不可能と判断される場合は申請できません。事業計画の見直しや他の伴走支援機関への相談をご検討ください。
29	伴走支援	経営革新加算点を使用する場合、計画時の支援機関と補助金の伴走支援機関は同じである必要があるか。	必ずしも経営革新計画の承認申請に関わった支援機関である必要はありませんが、経営革新計画の策定支援を行った支援機関が伴走支援機関となれば、総合的・効果的な支援が可能になると考えます。
30	伴走支援	申請時から事業実施期間、フォローアップ期間中に伴走支援機関自体を変更することは可能か（フェーズによって最適な支援機関を選択した方がよい場合もあるのでは）。	本事業は、申請・実施中・実績報告・フォローアップまで一貫した伴走支援することを想定しており、原則として伴走支援機関の変更は認められません。
31	伴走支援	申請時から事業実施期間、フォローアップ期間中に伴走支援機関の担当者が替わる（人事異動など）場合、変更申請・変更届等の手続が必要になるのか。	伴走支援機関から別に届出等の提出は必要ありませんが、事業者が提出する応募申込書に伴走支援機関の担当者名を記入していただくため、事業者から県に連絡するよう指導してください。
32	伴走支援	伴走支援機関は、複数の機関が連名で支援機関とすることはできるか。	伴走支援機関は1事業者につき、1機関となります。 複数の機関で協力する場合は、代表となる機関を伴走支援者としてください。
33	伴走支援	伴走支援計画書のボリューム感は、1枚に収まる程度で良いのか。	事業者の収益力向上のため、的確に課題を把握し、適切に支援できる内容を簡潔・明瞭に記載してください。
34	伴走支援	伴走支援計画書（フォローアップ期間用）、伴走支援総括報告書は、伴走支援機関が県に直接提出するのか（支援対象事業者は実績報告を提出、補助金を受領しており、県との一連の手続が完了している）。	本事業の支援対象事業者とは別に、伴走支援機関は計画書及び報告書を県に提出していただくことになります。提出方法等については別途お知らせします。
35	伴走支援	伴走支援計画書の記載内容は、審査に影響するのか。	伴走支援計画の内容も審査対象となります。
36	補助対象経費	対象経費が機械装置費のみの場合は、補助上限額は250万円になるのか（補助対象経費の1/2以内）。	【通常枠】 通常枠については、対象経費が機械装置費のみでの申請はできません。なお、機械装置費の補助対象経費は、機械装置費以外の補助対象経費の合計額以内とした上で、500万円を限度としています。詳しくは公募要領P11を参照してください。 【D×推進枠】 D×推進枠については、機械装置費のみでの申請も可能です。対象経費が機械装置費のみの場合でも、機械装置費以外の経費と合わせて申請する場合と同様に補助上限額は700万円になります（補助対象経費の1/2以内）。ただし、単に機械装置の導入のみを行う事業は、審査の上で評価が低くなります。

No	区分	質 問 内 容	回 答
37	補助対象経費	機械装置費に上限はあるか。	【通常枠】 通常枠について、機械装置費の補助対象経費は、機械装置以外の補助対象経費の合計額以内とした上で、500万円を限度としています。詳しくは公募要領P11を参照してください。 【D X 推進枠】 D X 推進枠については、機械装置費のみでの申請も可能です。機械装置費のみの申請の場合、補助対象経費は1,400万円が限度となります(補助額は700万円が上限)。
38	補助対象経費	2年計画（補助事業2年）の場合、1年目は専門家謝金のみを支払い、2年目は機械装置のみを購入する計画は対象となりうるか。	【通常枠】 通常枠について、機械装置費の補助対象経費は、年度ごとに機械装置以外の補助対象経費の合計額以内とした上で、500万円を限度としているため、2年目の機械装置のみの購入については補助対象となりません。 【D X 推進枠】 D X 推進枠については、2年計画（補助事業2年）の場合、1年目に専門家謝金のみを支払い、2年目に機械装置のみを購入する計画も対象となります。
39	補助対象経費	機械装置の補助率の算定方法は。	機械装置の購入、製造、改良、据付け、利用に要した経費（補助対象経費）の1/2です。
40	補助対象経費	機械装置等は、原則、今回の事業計画のためだけに使用することができるとあるが、事業計画期間経過後は処分を求めるのか。	事業完了後は、各事業者において、収益力向上を定着させるために有効活用してください。
41	補助対象経費	事業計画期間経過後であれば、機械装置等について売却や貸付け、廃棄等を行ってもよいのか。	1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、原則として、耐用年数内において補助金交付の目的に反して処分を行うことはできません。やむを得ず処分する場合は、事前に相談し県の承認を得てください。なお、処分によって収入を得た場合、補助金の全部または一部を返還させる場合があります。
42	補助対象経費	補助対象外経費を詳細に記載してほしい。	補助金公募要領で定める補助対象経費以外は対象外経費となります。詳しくは公募要領P9～12の「5 補助対象経費」欄を参照してください。
43	補助対象経費	事業費は委託・外注費等により、ホームページ作成のみでも対象となるのか。	ホームページの作成のみも対象にはなり得ますが、現実的にはそれのみで本事業の数値目標を達成することは難しいものと考えます。
44	補助対象経費	補助事業実施のための、店舗や工場等の改修費用は補助対象経費になるか。対象となる場合、補助対象経費の科目は何に該当するのか。	公募要領P11～12の【補助対象外経費】に記載のとおり、店舗や工場等の建設・改修・改装経費(工事費を含む)は、補助対象外です。
45	補助対象経費	建物の改装等は補助の対象とならないとのことであるが、改装するに当たってのデザイン費のみであれば補助の対象となるのか。	改装に関わるデザインであるならば改装費の一部と考えるため、補助対象外です。
46	補助対象経費	新事業として新たに飲食業に進出する場合、飲食店の建物の賃借料や改修費は対象になるか。また、新たなサービスの提供に必要な機器は対象になるか。	飲食店の建物の賃借料や改修費は対象となりません。サービスの提供に必要な機器は対象になる可能性はありますが、通常枠では、機械装置費のみを補助対象とすることはできません（公募要領P11参照）ので御注意下さい。
47	補助対象経費	補助対象経費の原材料費は、販売する商品・サービスの製造用途でも可能か。	公募要領P11～12の【補助対象外経費】に記載のとおり、販売する製品の原材料費など、直接的な営業経費は補助対象外です。
48	補助対象経費	試作品のテスト販売のための原材料の購入に要する経費は補助対象となっているが、テスト販売とはどのようなものか。	新商品等を開発する過程で、商品仕様や消費者の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加える目的で、不特定多数の人に対して試作品を試験的に販売するもので、以下の①から④のすべての条件を満たすものです。 ①テスト販売期間が概ね1ヶ月以内であること ②同一の場所及び同一の趣旨で、複数回行わないこと ③通常の販売商品と区別するため、「テスト販売価格」等、テスト販売品であることを明示すること ④消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証すること

No	区分	質 問 内 容	回 答
49	補助対象経費	テスト販売の売上は、どのように処理するのか。	テスト販売により発生する売上は、補助対象経費から控除することとなります。売上が見込まれる場合は、経費の積算の明細欄（公募要領P26(通常枠)又はP29(D X推進枠)）に「販売予定額▲×××円」（※▲はマイナスの意味）と記載し、補助事業に要する経費欄に記載する原材料費金額は、当該販売予定額を控除した額を記載してください。
50	補助対象経費	補助対象経費のうち広報費について、「ECサイト」の作成費用は、補助対象になると考えてよいのか。	広報費については、SNS 広告など電子媒体による商品等のPR 経費やEC サイトの作成費用は広報費として補助対象となりますが、直接販売に繋がる電子広告や、ECサイトの運営等に関する費用は、直接的な営業経費として補助対象外となります。
51	補助対象経費	ドローンや3Dスキャナーで取得したデータを解析するのに必要な高精度のパソコンや、ベビーシッター業務で使用する保護者向けの画像を送るためのタブレットは対象になるか。	パソコンやタブレットは汎用性が高いため、補助対象外となります。
52	補助対象経費	機械装置費（原材料費、機械部品へ要する経費）は、補助事業以外でも一般的に使用が可能な物品等は補助対象外になるのか。	汎用的に使える機械装置（パソコン、タブレット類、カメラ類等）は、補助対象外となります。
53	補助対象経費	試作機の部品を製造するため3Dプリンターを導入したいが、補助対象となるか。	試作機やその部品の製造費用について、委託・外注費とするのであれば対象となる可能性はありますが、3Dプリンターは一般的に汎用性が高いため、導入費用は対象外となります。
54	補助対象経費	機械装置等について、中古品は補助対象となるか。	価格の妥当性を判断することが困難であるため、中古品は対象となりません。
55	補助対象経費	機械装置の設置に付帯して水道工事が必要な場合、水道工事は外注費に計上できるのか。	機械装置の設置に付帯する工事は、機械装置費として計上してください。
56	補助対象経費	新しい機械装置の購入にあたり、既存の機械装置を撤去するが、この撤去費は機械装置費の「機械装置の利用に関する経費」として認められるか。	撤去費は、既存事業の経費と考えられるため認められません。
57	補助対象経費	新商品開発のために、既に保有している機械を改良する場合の経費は補助対象となるか。また、改良のために機械部品を購入した場合の経費は、機械部品又は工具器具費でよいのか。	機械の改良費用は、機械装置費に含まれます。改良のための機械部品の購入については、機械部品又は工具器具費ではなく、機械装置費に計上してください。
58	補助対象経費	試作機の製造にあたり機械装置を購入するが、機械装置にオプション部品を追加しないと試作機が製造できない。このオプション部品の購入費は、機械装置費とは別に、機械部品又は工具器具費に計上できるのか。	オプション部品は機械装置本体と一体として機能することになるため、全額を機械装置費で計上してください。
59	補助対象経費	機械装置を2種類導入する際に、1種類はリース、1種類を購入とすることは可能か。	リースの場合は機械装置の借上等に要する経費となるため機械部品又は工具器具費とし、購入する場合は機械装置費となります。ただし、リース料は半年度の補助対象期間分（交付決定から期末まで）のみ補助対象となることに注意してください。
60	補助対象経費	補助事業期間が2年の場合、1年目に機械装置購入、2年目に展示会出展でも補助対象になるか。	【通常枠】 通常枠では、年度ごとに機械装置を補助対象とする場合の上限を適用するため、機械装置購入のみを行う1年目は補助対象となりません。 【D X推進枠】 D X推進枠については、機械装置費のみでの申請も可能なため、1年目に機械装置購入、2年目に展示会出展の場合でも、補助対象になります。
61	補助対象経費	展示会に出展し、補助事業だけでなく既存事業の内容もP R する場合は補助対象となるか。	既存事業分については補助対象となりませんので、展示会の出展コマが複数あるのであれば、コマごとに補助事業と既存事業で切り分ける必要があります。切り分けが難しい場合は面積で按分するなど、合理的な計算方法で補助事業分を算出してください。

No	区分	質 問 内 容	回 答
62	補助対象経費	特許を国内出願済で、今後、海外の複数国分をまとめて出願する 手続を行う場合、産業財産権等の導入に要する経費にあたるか。	産業財産権等には海外におけるものも含まれます。弁理士との契約 等の手続が、国内出願のものと別個のものとして切り分けられるの であれば、今後行う手続については補助の対象となります。
63	補助対象経費	海外から部品を購入する場合の為替の取扱いはどうなるか。	応募時点では、応募時の為替レートで換算して積算し、実績報告時 には、実績時の為替レートで換算して置き換えてください。ただ し、補助対象経費は、応募時の為替レートで積算した額が上限にな ります。
64	申請書類	応募申込書(様式第1号)「②伴走支援機関名等」の連絡先は、担 当者連絡先か代表課連絡先のどちらを記載すればよいか。	実際に伴走支援を行う担当者連絡先を記載してください。
65	申請書類	従業員数については、役員を除く従業員数を記載すればよいか。	応募申込書(様式第1号)の「①応募者概要」における従業員数に ついては、ご質問のとおり役員を除いた従業員数を記載してくださ い。一方、事業計画書(様式第2号)の「4 目標とする経営指標 の状況」における従業員数については、別紙の付加価値額の算出根 拠の注にあるとおり、役員や家族を含めた従業員数を記載してくだ さい。
66	申請書類	事業計画書及び補助事業計画書について、ページ数の制限はある か。	事業計画書及び補助事業計画書は、申請事業のポイントを明瞭・簡 潔にまとめてください。また、事業計画書は10ページ以内、補助事 業計画書はその半分程度を目安としてください。
67	申請書類	事業計画書には写真や外部データの記載をしても良いか。	必要に応じて写真や外部データの記載は可能です。その際において も、冗長とせず、要点を明確にしてください。
68	申請書類	ローカルベンチマークシートの作成は、財務面だけでなく非財務 面も含むすべてのシートの作成・提出が必要なのか。	非財務に関しては作成・提出は必須ではありませんが、事業計画の 策定にあたっては、非財務も作成した上で検討していただければ、 より実現性の高い計画が策定できるものと考えます。
69	申請書類	応募書類に「静岡県税の納税証明書」とあるが、県税の納付がな い事業者は非課税証明書でよいか。	構いません。
70	申請書類	応募書類に「直近2力年の確定申告書類の写し」とあるが、決算 を1期しか経ていない場合は申請できないか。	本県内での1年以上事業実績があれば、直近1期の確定申告書類の 写しの提出をもって申請可能です(決算を1期しか経ていない場合 に限る)。
71	申請書類	展示会出展費の見積書は申請段階では取得するのが困難だが、何 かそれに代わる資料があればよいか。	申請時には、展示会出展費の金額の根拠が分かる資料を見積書の代 わりに提出してください。
72	申請書類	例年開催がある展示会への出展を予定しているが、今年度の募集 が開始されておらず、金額の根拠資料がつけられない場合はどう すればよいか。	昨年度の展示会の募集書類を金額の根拠資料として添付いただき、 採択後、補助金の交付申請時に今年度の書類を追加提出していただ くことになります。ただし、採択後に本年度の出展金額が昨年度の 金額よりも上回ったことが判明しても、採択時の内示額以上の補助 金の交付決定はできないので注意してください。
73	申請書類	県の工業技術研究所等に試験などの依頼する場合の費用も、見積 書の提出が必要になるのか。	公表されている料金表の提出で構いません。
74	申請書類	応募書類のうち見積書について、相見積ではなく参考見積で良い か。またその場合、交付申請時には相見積が必要となるか。	補助金の応募においては相見積は必要ありません。なお、実績報告 の提出時には、税込50万円以上の経費について、原則として相見積 が必要となりますのであらかじめご準備ください。
75	申請書類	応募書類のうち県税の納税証明書について、提出は写しで良いか (電子申請のため)。	原本をスキャナ等により電子ファイル化して提出してください。
76	申請書類	法人登記の変更手続中で法務局で履歴事項全部証明書が取得でき ない場合、どうしたらよいか。	補助金申請時には、法務局へ提出した変更登記申請書の写しを添付 いただき、履歴事項全部証明書が取得可能になりしだい追加提出し てください。
77	申請書類	審査・採択後の補助申請時の必要書類を教えてください。	中小企業等収益力向上事業費補助金交付要綱をご確認ください。提 出方法等の詳細については、後日、採択者にお知らせします。

No	区分	質 問 内 容	回 答
78	審査方法・基準	審査方法は書面のみか、口頭審査もあるのか。口頭審査がある場合、説明者は事業者のみか、伴走支援機関職員の参加も必須となるのか。	書面審査のみです。
79	審査方法・基準	購入する機械が事業に必要なものであるという判断はどのように行われるのか。	「事業計画書」又は「補助事業計画書」に記載されている内容と、購入する機械の説明資料に基づき、審査会等で判断します。
80	審査方法・基準	継続審査（補助金交付2年目の審査）とはどのような内容か。	1年目のような外部審査員による審査は行わない予定です。申請者からの事業計画書（2年目）の内容と、1年目の事業実施状況や伴走支援機関が作成した「伴走支援計画書（2年目）」等を総合的に勘案し、2年目の補助事業の実施について審査・判断する予定です。
81	審査加点	①から⑥までである審査加点要件は、複数選択できるか。	複数を選択することができます。
82	審査加点	経営革新計画で審査加点を希望する場合、経営革新の事業計画期間中のみが対象なのか。	公募要領で示す期日以降に終了する経営革新計画が加点の対象となります（公募要領P7参照）。
83	審査加点	経営革新計画で審査加点を希望する場合で、令和7年4月に計画承認され、応募時に計画承認書の写しの提出が間に合わない場合は、どのように取り扱えばよいのか。	令和7年4月に計画承認を受け、応募時に計画承認書が手元に届いていないものに関しては、経営革新計画申請書の写しのみの提出で構いません。
84	審査加点	経営革新計画の加点申請をする場合で、経営革新計画の変更承認を受けている場合、資料は何を添付すればよいのか。	当初承認時の承認書及び申請書別表1～別表4及び、変更承認時の承認書及び申請書別表1～別表4を添付してください。
85	審査加点	賃上げ加点申請したものの未達だった場合、補助金の返還となるのか。なりうる場合、その内容と例外を示してほしい。	加点申込は応募期限までに賃上げを実施することを要件としており、未達となるケースは想定しておりませんが、提出書類の内容に虚偽や不正があった場合には、補助金の返還となる可能性があります。
86	審査加点	事業承継の加点における必要書類は何か。	中小企業庁や中小企業基盤整備機構（中小機構）が示している、事業承継計画表になります。 （中小機構のHP） https://www.smrj.go.jp/sme/succession/succession/supporter/
87	審査加点	審査加点の要件のうち、「ダイバーシティ加点」について、「ダイバーシティ経営表彰」の表彰企業の一覧を提供してもらえるか。	ダイバーシティ経営表彰の令和6年度受賞企業を県ホームページで掲載しております。 （県HP） https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/rodo-seisaku/1003248/1066688.html
88	審査加点	D X 推進指標の加点における必要書類は何か。	経済産業省が公開するD X 推進指標を活用してD X 推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に対して自己診断結果を提出した後に取得できる「ベンチマークレポートの写し」又は「提出後に送信される受付番号通知メールの写し」になります。 （情報処理推進機構のHP） https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html
89	スケジュール	募集は年1回なのか。	現時点では年1回としています。
90	スケジュール	令和7年度に経営革新承認を目指している企業向けに、2次募集を考えているか。	2次募集の実施については、現時点では未定です。
91	スケジュール	補助事業実施後の実績報告、完了検査は、書面で行うのか。	書面での確認のほか、必要に応じて現地確認等を行います。
92	スケジュール	交付決定後のスケジュールはどのようなイメージか。	交付決定後に事業着手し、補助事業の実施期間中に遂行状況報告を行い、事業完了後に実績報告書等を提出するイメージとなります（公募要領P16～17参照）。
93	スケジュール	経営力向上事業費補助金のように補助事業実施後、何年かの決算書の提出などが必要になるのか。	経営力向上事業費補助金のように複数年の決算書の提出を求めることは予定していませんが、伴走支援機関は、事業者が付加価値額の目標の達成・未達成を確認する役割があるため、決算書の写しを事業者から入手する必要があります。

No	区分	質 問 内 容	回 答
94	スケジュール	補助事業期間が2年の場合、2年目の交付申請・決定の時期はいつ頃になるか。2年目の補助事業の着手は2年目の交付決定後でないと着手できないとすると、1年目の補助事業完了後は2年目の交付決定までは進めることができないことになる。また、そもそも補助事業開始が2年目となる場合は、2年目の交付決定後でないと着手ができないのか。	補助事業2年目の交付申請・決定は、当初の事業計画から変更がない場合については、4月中に行うことを想定しています。御質問のとおり、2年目の補助事業は2年目の交付決定後に着手しなければなりません。1年目の補助事業完了から2年目の補助事業着手まで、期間が空いてしまうため、それを見越した事業計画を検討してください。
95	その他	実績報告や帳票類の提出に関する手引きは作成されるか。	作成する予定です。
96	その他	採択後、1企業に1名、県の担当者がつくのか。	1企業に1名の県の担当者がつく予定です。
97	その他	補助金の交付申請及び事業実績報告等の窓口及び事務手続き等については、県担当課が直接行くと考えてよいのか。	申請及び報告の窓口は県担当課になります。ただし、申請書及び報告書を作成・提出するに当たっては、伴走支援機関による支援が必要です。
98	その他	購入予定の設備等が在庫不足で補助金期間内の納品が難しくなる等、変更事由が生じた場合は、補助事業期間内であれば購入設備の変更は可能か。	購入予定の設備等と同等の性能を持つ代替品であれば変更は可能ですが、計画の内容の変更を要する場合などは個別に判断する必要があります。そのため、県担当課と事前協議してください。